

比較家族史学会
会報 比較家族史 60

事務局 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-7 弘文堂気付

学会事務連絡先 大学生協学会支援センター内 比較家族史学会

〒166-8532 東京都杉並区和田3-30-22 TEL 03-5307-1175 FAX 03-5307-1196

E-Mail : hikakukazokushi@univcoop.or.jp 郵便振替 00130-4-25222

比較家族史学会第55回研究大会

【日時】 2013年6月14日（金）・15日（土）・16日（日）

【会場】 香川大学幸町キャンパス
研究交流棟5F研究者交流スペース

【テーマ】 環境と家族

【共催】 環境史研究会および香川大学ICEDS

研究大会プログラム

第1日 14日（金） 14：40～17：50

ラウンドテーブル：環境史と家族史との対話

趣旨説明（14：40－14：45）：村山 聡（香川大学）

基調講演（14：45－15：30）：

藤原辰史（京都大学）『ナチスのキッチン——「食べること」の環境史』

（休憩：15：30－15：35）

話題提供（15：35－16：50）：

1. キッチンを考える 竹本太郎（東京大学）「採暖と調理の近代化」
2. 社会運動を考える 青木聡子（名古屋大学）「環境運動と主婦」
3. 歴史資料を考える 村山 聡（香川大学）「女性の比較史料学」

（休憩：16：50－17：00）

自由討議（17：00－17：50）

第2日 15日（土）

9：00～会長挨拶 高木 侃

9：10～12：00 **自由論題報告**

司会：平井晶子（神戸大学）

・張 婷婷（東北大学大学院生）

「近世日本の越後漁村にみられる「他所稼ぎ」と家族
——人口移動と家族の構造を中心として——」

・戸石七生（東京大学）

「職からみた家・村の再生産——小池誠と岩本由輝への応答——」

司会：長谷部弘（東北大学）

・平井太規（神戸大学大学院生）

「東アジア版「第2の人口転換論」——台湾と韓国を事例に——」

・加藤彰彦（明治大学）

「同族・親方子方・講組・若者組

——〈日本文化の地域性調査〉データの統計地図分析」

12：00～12：45 昼休み

12：45～13：05 **大会総会**

13：15～14：45 **研究大会・基調講演「自然災害と家族」**

司会：服藤早苗 講演者：峰岸純夫（東京都立大学名誉教授）

15：00～19：00 **企画セッション1「災害・資源と家族」**

司会：奥山恭子（横浜国立大学）

1. 日本の家と自然－アジアの視点から

坂根嘉弘（広島修道大学）

2. 近代日本の「家」と生業——法社会学の視点から——

林 研三（札幌大学）

3. 近世の飢饉——歴史人口学から

鬼頭 宏（上智大学）

4. 人類史からみた自然と人口・家族

木下太志（筑波大学）

ディスカッサント

松崎瑠美（東北大学）

高橋基泰（愛媛大学）

19：15～21：30 **懇親会** 会場：香川大学学生会館

第3日 16日（日）

10：00～12：00 **企画セッション2「グリーンツーリズムと家族」**

司会：米村千代（千葉大学）

1. グリーンツーリズムの課題

原 直行（香川大学）

2. 農家民宿経営を生んだ「家族」 山崎真弓（NPO法人「人と地域の研究所」研究員）

3. 内から見た家族、外から見た家族

竹森まりえ（農家webデザイナー）

ディスカッサント

原 直行（香川大学）

12：00～14：00 昼休み

14：00～16：00 **総合討論「環境と家族：今後の展望」**

司会：村山 聡（香川大学）・米村千代（千葉大学）

大会運営委員 委員長：村山 聡（香川大学）、副委員長：廣嶋清志（島根大学）、奥山恭子（横浜国立大学）、原 直行（香川大学）、服藤早苗（埼玉学園大学）、米村千代（千葉大学）

- ・ 大会参加費等は、6月14日（金）14時15分以降、大会期間中、会場である香川大学幸町キャンパス・研究交流棟5F・研究者交流スペースに設置する受付で、お支払い頂けるようにしております。
- ・ 大会参加費は、会員500円、一般1,000円、ただし、学生は無料とします。
- ・ 宿泊先については各自で手配をお願い致します。香川大学幸町キャンパス（高松市幸町1-1）は、高松市内、高松駅から徒歩15分ほどのところにあります。そのため、同キャンパスは高松市内の多くのホテルから、徒歩で10分から20分程度の位置になると思いますが、ホテルの所在地は必ずご確認ください。

- ・ 昼食に関してですが、15日（土）は大学生協など、16日（日）は各自でレストラン等を選んで頂ければと思います。
- ・ 懇親会は、15日（土）、午後7時15分から午後9時30分の予定で、香川大学の大学会館で開催する予定です。会費は5,000円とさせていただきます。

大会事務局の連絡先：〒760-8522 香川県高松市幸町1-1 香川大学教育学部 村山聡研究室
Phone/Fax：087-832-1571 E-mail：

第55回研究大会<環境と家族>趣旨

東日本大震災とその後に続く深刻な問題は、「環境」について考える必要性を常に感じさせている。今年度の研究大会において55回の実績を有することになる比較家族史学会であるが、残念ながら、これまで「環境」を正面から取り扱った大会は開いていない。その理由の一つは、おもに環境問題を取り扱う環境史研究において、「家族」が多くの場合に「人口問題」としてのみ取り上げられてきたことにあるかもしれない。しかし他方で、家族史研究においても、自然環境と家族との相互関係を、背景としてではなく直接の研究対象として取り上げてきたであろうか。現時点では、いずれの立場からも曖昧な接点以上のものしか見出すことはできないように思う。そこで、本研究大会では、6月14日（金）の午後から16日（日）の夕方までの3日間を通じて、総合的に環境と家族との関係を取り扱う予定である。

まず金曜日のラウンドテーブルでは、共催している環境史研究会のメンバーを中心に、多方面から注目されている著作である『ナチスのキッチン——「食べること」の環境史』（水声社、2012年）の著者・藤原辰史氏を囲み、「家族史と環境史」との接点は何かについて、森林政策・環境運動・比較史料学の立場からの話題提供を行ない討論形式で議論する。2日目から3日目にかけては、比較家族史学会の会員を中心にプログラムを構成しており、2日目の午前中の自由論題報告、そしてその日の午後から3日目の夕方までは、峰岸純夫会員による基調講演「自然災害と家族」を受けて、二つの企画セッションを設定している。その後、3日間を通じた総合討論で締めくくる予定である。

2日目の企画セッション1「災害・資源と家族」は、自然災害そして自然環境・資源と家族とがどのような関係にあったのかをあらためて各方面から考えるものである。第1報告は、資源賦存状態（自然）と相続形態（ひいては家族形態）との関係について、日本の家がアジアの視点からみてどのように位置づけられるか、農業史の立場から報告する。第2報告では自然環境・資源と家族との関わりの一環として、近代日本の「家」と生業、その双方のあり方の関連性について法社会学の視点から事例報告をする。第3報告は、飢饉という災害を中心に家族、人々がどのように対応してきたか、近世を中心に古代から現代にまで触れつつ歴史人口学の成果を報告する。第4報告は、自然と人間について長く論争してきた人口論において、マルサス的な悲観論（人口は食糧生産量の範囲に抑えられる）と「人口圧は進歩の原動力」という楽観論（戦後開発途上国の農業生産力発展の実証的議論）を文化人類学の視点から紹介する。現実の世界の人口・開発政策における家族（家族計画）の実情（家族・人間は自然に対して、場合によってはその量によって自然を破壊するのか）にも触れる。

3日目の企画セッション2「グリーンツーリズムと家族」では、再び日本の現状に立ち戻って考察してみたい。世界各国でも都市化は大きな自然環境の改編につながっている。日本においても、首都圏や関西圏などの巨大都市地域と、地方都市や農山村での生活実態を比較した時、今後どのような方向に向かうべきか、明確な回答を出すことは難しい。地方社会は自然が豊か

であり、人口も密集していないだけに快適な生活空間が保証されていると簡単に言うこともできない。シャッター商店街、限界集落に代表される地方社会の疲弊は歴然としている。そこで「農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動」を意味する「グリーンツーリズム」に注目したい。グリーンツーリズムの意義と課題の検討は、自然と社会との関係のあり方にどのような問題提起ができるであろうか。また、今回は家族史研究との接点を探るという意味でも、家族の現在について注目したい。現場をよく知る報告者の「生」の話を書くことで、現在の農村での実態を知ると同時に今後の可能性を探りたい。

(文責 村山 聡)

◆学会からのお知らせ

編集委員会から

1 『比較家族史研究』27号は、まもなくお手元に届く予定です。引き続き28号の投稿論文を募集します。投稿ご希望の方は7月22日までに牧田宛にその旨e-mailか葉書でお知らせください。その際論文名(仮題で結構です)をお知らせください。

e-mail

送り先 〒572-8508 寝屋川市池田中町17-8 摂南大学法学部 牧田研究室

2 同じく『比較家族史研究』27号に書評を希望される方は、上記住所に著書をお送りください。

『新修・事典家族』編集委員会からのご報告

現在編集中の『新修・事典家族』(仮称)は、1月末の時点で約8割強の項目に対する執筆依頼を済ませました。ただ、担当する編集委員の都合で、一部の項目の執筆依頼がまだのものもありますが、近日中にすべての執筆依頼を終えられるように、鋭意努力をしております。会員の皆様には、今後改めて執筆依頼が届くこともありますが、その節はなにとぞよろしくお願い申し上げます。

会員の皆様には、引き続き、本事典刊行に向けて、ご理解とご協力を賜りますように、どうぞよろしくお願い申し上げます。

学会費について

1 今年は、2013年度の会費の納入の依頼を3月に行いました。それは、4月1日の学会在籍者に対して、2013年度分の学会事務センターへの負担金(一人1,050円)の支払金が発生するため、在籍の意思を確認する意味もあって、会費の請求の日程を早めました。このような方法がよいかどうか、問題があることもわかりました(前受金という措置をとらなければその年度の収入がわからなくなることもわかりました)が、少なくとも今年度はそのような方法をとりました。

2 ところが、学会事務センターの手違いで、65歳以上の会員に対しても一律5,000円の会費の請求を行いました。ちなみに、会費の額は次のようになっております。

(1) 会費

○一般会員 5,000円

○院生会員 3,000円

○65歳以上会員 3,000円

○終身会員 10年以上継続して会員であったことを前提として

65歳以上は 30,000円 70歳以上は 20,000円

75歳以上は 10,000円 (75歳以上については経過措置 2012年度から3年間)

を納入することによって、終身会員とする

(2) 院生会員 会費の納入時、学生証のコピーを「センター」に送付

3 65歳以上の会員の方で、2013年度の会費をすでに納入された方は学会事務センターの方で個別に対応させていただきますので、よろしく願い申し上げます。ご迷惑をおかけしますが、よろしく願い申し上げます。

2013年度秋季研究大会 自由報告の募集について (応募要領)

2013年秋季研究大会における自由報告を募集します。ご希望の会員は、下記の要領に従い申し込んでください。

1. 時間：質疑を含めて35分～40分を目安とします。
 2. 次の内容を記載した申込書をお送りください (様式は任意)。
 - ① 氏名, 所属, 年齢
 - ② 連絡先 (住所, 電話番号, ファックス番号, メールアドレス)
 - ③ 所属組織名 (在籍学校名), 職名
 - ④ 専門分野, 簡単な業績目録
 - ⑤ 報告題名
 - ⑥ 報告概要 (800～1200字程度) A4 1枚
 3. 報告日時
 - ① 日時 2013年11月16日 (土) 午前10時～ (予定)
 - ② 場所 茨城キリスト教大学
 4. 応募締め切り 平成25年6月30日
 5. 連絡先 〒319-1295 茨城県日立市大みか町6-11-1 茨城キリスト教大学 森謙二宛
e-mail
- ◎ 受け付けた段階で、返信にメールをお出しします。1週間以内に返信がない場合は、恐れ入りますが、もう一度確認のメールをお願いします。
- ◎ 自由報告は2～3名を予定しています。希望者が多い場合には、原則として申し込み順とさせていただきます。
- ◎ 自由報告にふさわしい内容でない場合には、ご報告をお断りすることもありますので、ご了解ください。
- ◎ 自由報告は、会員であること・会費の納入が前提です。自由報告の申し込みは、入会手続きが終わったのちにお申し込みください。
- ◎ ミニシンポの内容については、1月のニューズレターを参照してください。

◆理事会報告

2012年11月11日の理事会で、規約・役員選出規定が次の通り改正されました。

比較家族史学会規約

【名称】第1条 本会は比較家族史学会と称する。

【会の目的】第2条 本会は、家族史研究を志す社会諸科学の専門家によって構成し、会員相互の研究交流と親睦を図ることを目的とする。

【事務所】第3条 本会は、事務所を東京都に置く。

【事業】第4条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究大会
- (2) 会報その他の出版物の発行
- (3) 内外の研究機関との連絡および協力
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

【会員】第5条 本会は一般会員の外、賛助会員を置くことができる。

【一般会員の入会資格】第6条 本会の一般会員は家族史研究を志す大学院博士課程以上の者、もしくは本会がこれと同等の資格を持つと認めた者によって組織される。入会を希望する者は会員2名の推薦を受け、理事会の承認を受けなければならない。

2 入会の申込は入会申込書に入会申込金（会費と同額）を添えて行うものとして、理事会の承認と同時に申込金は申込年度の会費に充当する。

【賛助会員】第7条 賛助会員は本会の目的に賛同した個人または法人とし、入会には理事会の承認を受けなければならない。

【役員の構成】第8条 本会は、会の運営のために、役員として会長・副会長・理事・会計監査および顧問を置く。役員の選出手続きに関する規程は、別に定める。

2 理事会は、会長・副会長および理事によって構成する。ただし、顧問ならびに会計監査は理事会に出席して意見を述べることができる。

3 会長は、会員のなかから選挙理事によってこれを選任し、理事会の承認を受ける。

4 副会長は3名以内とし、会長が会員のなかからこれを任命し、理事会の承認を受ける。

5 理事は、会員の選挙によって選出される理事（選挙理事）と選挙理事の推薦によって選出される理事（推薦理事）からなる。選挙理事は20名とし、推薦理事は15名を超えないものとする。

6 会計監査は2名とし、他の役員に就任していない会員から理事会が選任する。

7 顧問は、理事会が本会に特別に功労があったと認めた会員のなかから選任する。

【役員の任期】第9条 顧問を除く役員の任期は3年とする。

2 会長はこれを再任しない。

3 理事は、就任年度の開始時点において満70歳を超えないものとする。

【会長】第10条 会長は、本会を代表し、理事会を主宰する。

2 会長は、少なくとも年1回総会を招集しなくてはならない。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその任務を代行する。

【理事会】第11条 理事会には、次の常設の委員会が設置される。

- (1) 庶務委員会—事務局を管理し、事務を総括し、会報の発行・会計に当たる。
- (2) 企画委員会—研究大会のテーマ・運営・会場校の選定などを行う。

- (3) 編集委員会—機関誌『比較家族史研究』とシンポジウム成果刊行物の編集・発行に従事する。
- (4) 渉外委員会—学術会議に関する事項・他の学会との交渉・国際学术交流などを掌る。
- (5) HP委員会—HPの維持と管理を行う。
- 2 前項の常設委員会の外、理事会が必要と認めたときには、特別委員会を設置することができる。
- 3 常設委員会ならびに特別委員会について、理事会はその委員長（必要に応じて副委員長）および委員を選出し、総会で報告するものとする。
- 4 本条第1項および第2項に定めた委員は、理事会の承認を経て、理事以外からも選出することができる。
- 5 企画委員会は、理事会と協議の上、各研究大会の運営委員会を組織するものとする。運営委員会の委員には、必要に応じて会員以外の者を委員に委嘱することができる。
- 【選挙管理委員会】**第12条 会長は理事会と協議して、若干名の会員をもって理事選挙のための選挙管理委員会を組織するものとする。
- 2 選挙管理委員会の委員長は、原則として本規約9条第3項に規定した被選挙権を有しない会員のなかから選任されるものとする。
- 【会費】**第13条 会員は年会費を本会に払い込まなくてはならない。
- 2 会費額は総会において決定する。
- 3 引き続き会費を3年間滞納した者は退会したものとみなす。
- 【会計】**第14条 本会の会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。
- 【規約改正】**第15条 この規約を改正するためには、総会の3分の2以上の同意を必要とする。
(規約改正) 1986年11月30日 一部改正、1989年6月10日 一部改正、1993年6月12日 一部改正、1995年6月11日 一部改正 2012年11月11日 理事会承認

比較家族史学会「役員選出規程」

- 【目的】**第1条 本規程は、規約第8条に基づいて、理事およびその他の役員の選出手続きについて定めるものとする。
- 【選挙管理委員会の設置】**第2条 会長は、理事選挙が行われる2カ月以上前に、選挙管理委員会を組織しなければならない。
- 【選挙管理委員会の招集】**第3条 選挙管理委員会の委員長は、選挙管理委員会を招集し、選挙が実施される前に、理事の選挙権者・被選挙権者を確定しなければならない。
- 【選挙権者と被選挙権者】**第4条 理事選挙の選挙権者は、選挙が実施される前年度までの会費を納入した者とする。
- 2 理事選挙の被選挙権者は、前項の選挙権者のうち、本学会規約第9条第3項に定めた被選挙権を有しない会員および顧問を除いた者とする。
- 【選挙の方法】**第5条 選挙の方法は、20名連記の無記名投票とし、郵送によって行うものとする。
- 【投票期間】**第6条 選挙管理委員会は、投票期間として、投票用紙発送の後15日以上の間を設けなければならない。
- 【同得票者の抽選】**第7条 最下位当選者の決定に当たって、得票数の同数の者が複数いたときには、選挙管理委員会が抽選によって当選者を決定するものとする。

【選挙管理委員会の権限】第8条 投票の有効・無効をはじめ、本規程の運用に関しては、すべて選挙管理委員会の権限に属するものとする。

【選挙結果の報告】第9条 選挙の結果が確定した後、選挙管理委員会の委員長は直ちにその結果を会長に報告するとともに、当選者にその旨通告するものとする。

【推薦理事・会長・会計監査の選任】第10条 選挙管理委員会より選挙結果の報告を受けた会長は、速やかに選挙理事を召集し、選挙理事によって新会長の選任を行う。

2 前項の規定によって新会長の選任が行われた後、新会長は選挙理事による理事会を招集し、推薦理事を選任する。

3 新会長は、推薦理事が選任された後、速やかに新理事会を招集しなくてはならない。

【欠員理事の補充】第11条 選挙理事当選者のうちより辞退者が出たときは、選挙管理委員会は次点者の繰り上げ当選を決めるものとする。

2 理事会の成立後に理事が辞任したときには、会長は理事会と協議して、理事の補充を行うことができる。本項によって選任される理事の任期は、辞任した理事の残任期間とする。

【総会の承認】第12条 選挙施行後に開かれる総会において、旧会長は、理事選出の結果を報告し、新会長の選任について承認を受けなければならない。

2 前条の2によって理事の補充が行われたときには、総会において報告をするものとする。

【本規程の改正】第13条 本規程の改正は、理事会において出席理事（会長・副会長を含む）の過半数の賛同を得るとともに、総会の承認を得なければならない。

1995年6月11日施行 2012年11月11日 改正・理事会承認



香川大学(幸町キャンパス) 大学ホームページ: <http://www.kagawa-u.ac.jp/access/saiwai/>

○ 研究大会の開催場所は、上記の26番「研究交流棟」の5階です。